

日本シベリア学会規約

施行 2015年11月22日

第1条 (名称・事務局) 本会は「日本シベリア学会」と称する。英名を *The Japan Association of Siberian Studies* とする。本会の事務局は附則により定める。

第2条 (目的) 本会は次のことを目的とする。

- (1) シベリア及びその周辺地域の人文科学・社会科学・自然科学についての調査研究を推進すること
- (2) シベリア研究に従事する研究者間の分野横断的な意見交換を行うこと
- (3) シベリア研究に関する国際的な研究連携を図ると共に情報共有を行うこと

第3条 (事業) 本会は前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 本会主催の年次大会
- (2) ニュースレターの発行
- (3) 国内外の学会・研究会における活動
- (4) メーリングリスト等による意見交換
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第4条 (会員) 本会の会員となるのは、シベリア研究に従事する者またはシベリア研究に強い関心を持つ者である。本会への入会は、事務局への申し出を行った後に幹事会の承認を経て完了する。会員は届出により退会することができる。また会員が死亡した時には自動的に退会扱いとなる。

第5条 (役員) 本会には次の役員を置く。ただし本会の運営を円滑に行うため、会長は臨時の職務を随時設置することができる。

- (1) 会長： 1名
- (2) 幹事： 若干名
- (3) 名誉会長： 1名

第6条 (役員を選出) 本会の役員は次の方法により選出し、総会の場において承認される。

- (1) 会長は、会員の互選による投票により定める
- (2) 幹事は、会長が指名を行う
- (3) 名誉会長は、複数名の会員の推薦により委嘱される

第7条 (役員任期と職務) 役員任期は2年間とする。但し、再任は妨げない。役員職務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会の活動を代表して会務を統括する
- (2) 幹事は会長を補佐して会務にあたる
- (3) 名誉会長は必要に応じて会長および幹事に助言を行う

第8条 (総会) 年次大会では総会を開くこととする。総会は、会員により構成される。総会議長は、出席会員の中から会員の互選により選ばれる。総会議事は、出席会員の過半数を以って決することとする。但し可否同数の場合には、議長がこれを決する。

第9条 (会計) 本会の会計年度は4月から翌年3月までとする。本会会費については別途附則により定める。

第10条 (規約の変更) 本規約の改正は複数名の会員による発議によって行われ、総会において決議される。本規約の内容を補足するため、附則を定めることができる。

《附則》

- 1 本規約は、2015年度の総会における議決を経た上で、2015年4月1日より遡って施行するものとする。
- 2 会長は本会の事務局を兼ねる。
- 3 本会の年会費は、年次大会開催時に徴収するものとする。その金額については年次大会開催の都度定めることとし、総会において承認されるものとする。
- 4 退会届の書式は任意のものとする。